

別 添

事 務 連 絡

平成 22 年 2 月 2 日

各介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局

介護職員処遇改善交付金等に関する厚生労働大臣の発言要旨及び協力依頼について

日頃より、介護保険制度の円滑な運営に御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

また、介護職員処遇改善交付金につきましては、大変お手数をおかけしており感謝申し上げます。

さて、先般、長妻厚生労働大臣から、

- ① 介護職員処遇改善交付金による賃金改善方法についてのお願い
- ② 介護保険制度全体に係る事務手続、書類の見直しの検討

等に関する発言がありましたので、その要旨（別添参照）をお知らせいたします。

介護職員処遇改善交付金による賃上げについては、あくまで事業者の方のご判断であり、従来Q & A等においてお示ししてきた考え方を変更するものではありませんが、できる限り基本給や手当という形で毎月の給与に上乘せする形で支払っていただきたいとの今般の大臣の発言の趣旨をご理解いただき、貴団体におかれましては、貴会会員の皆さまに対してお知らせいただくとともに、ご検討いただきますようお願いいたします。

また、介護保険制度全体に係る事務手続、書類の見直しについては、近日中に広くご意見を募集することを予定しておりますので、あわせてご協力いただきますようよろしく願いいたします。

(別添)

長妻厚生労働大臣発言要旨（平成 22 年 1 月 23 日）

【介護職員処遇改善交付金による賃金改善方法について】

大臣：介護職員処遇改善交付金については、ようやく 80%ほどの事業者から申請していただいたところである。ただ、この交付金が今後も続くか分からないので、給料に上乘せをすると交付金がなくなった時に対応が難しいということで、一時金で年に何回か支払う対応になっているところもあると聞いている。処遇改善については、我々も恒久的に取り組んでいくことを申し上げており、当該交付金による賃上げは、事業者の方のご判断ではあるものの、できる限り月々の給料に上乘せする形で支払っていただくようご検討いただきたい。

処遇改善のやり方については、マニフェストで、一期四年の中で月額 4 万円の処遇改善を掲げており、2 年後の介護報酬の改定時にどのように見直すかをきちんと議論していきたい。

【介護保険制度の事務手続、書類の見直しの検討について】

大臣：介護保険制度に関する申請書類や申請の証明等がかなり煩雑であり、必ずしも必要ないと思われるものもあるのではないかという御指摘もあるので、ホームページなどで皆さま方の御意見もお聞きして、今年半ば以降に一定の改善策を提示することを考えている。

【介護就職デイの継続実施について】

大臣：昨年 12 月に「介護就職デイ」として、全国のハローワークで就職面接会を実施し、全国で約 1 万人の求職者の方が来られて、1 月 15 日時点で約 1 割の千人弱の方の就職が決定した。まだ決定途中の方も居られるため、今後も継続していきたいと考えている。介護は非常にやりがいのある仕事であり、介護の職業訓練講座の数を増やす取組みも進めていることから、職を探しておられる国民の皆さまには、ぜひこの機会にハローワークを利用していただきたい。

【介護施設の整備について】

大臣：特養、グループホーム、老健について数値目標を出し、これまでの 3 年間で定員を 8 万人プラスしてきたものを倍増して、今後 3 年間で 16 万床増やしていくこととしている。そのほかにも、国土交通省で予算化された介護付賃貸住宅（生活支援施設付き地域優良賃貸住宅（高齢者型）及び高齢者専用賃貸住宅（適合高齢者専用賃貸住宅の基準を満たすものに限る））もあわせて、できるだけ緊急性の高い方にサービスを提供できるように取り組みたいと考えている。

（文責：老健局介護保険計画課）